

# 日本学生支援機構 家計が急変した学生への支援について

下記のとおり予期できない事由により家計が急変した学生で日本学生支援機構の奨学金を希望する学部 1・2 年生は、学生支援課経済支援係までお問い合わせください。(学部 3 年生以上・大学院学生は、所属学部・研究科の奨学金担当係へ申し出てください。)

## 記

### 1. 対象者

生計維持者の予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある学生

### 2. 奨学金の種類等

#### ① 緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）

日本学生支援機構ホームページ：

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html)

- ◆申請期間：家計急変事由発生日の属する月から 1 年以内
- ◆貸与始期：家計急変事由発生日の属する月以降で申込者が希望する月
- ◆貸与終期：当該年度末。ただし、「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより翌年度末まで貸与継続が可能です。その後も年度末ごとに同様の継続手続きを行うことで、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

#### ◆家計急変事由：

- |   |
|---|
| (ア) 生計維持者が失職・退職・休職した場合  |
| (イ) 生計維持者が死亡または離別（離婚・失踪等）した場合   |
| (ウ) 生計維持者が破産した場合  |
| (エ) 生計維持者が震災、火災、風水害等により災害救助法・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受ける著しい被害またはこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、生計維持者について支出が著しく増大もしくは収入が減少した場合<br>(災害救助法適用地域外であっても、災害により支出が著しく増大もしくは収入が減少した場合は該当) |
| (オ) 在学する学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで就学に要する費用が増加した場合  |

◆貸与月額：

<平成 30 年度以降入学者>

20,000 円・30,000 円（※通学区分にかかわらず選択可）

45,000 円（自宅）・40,000 円（自宅外）・51,000 円（自宅外）

<平成 29 年度以前入学者>

30,000 円（※通学区分にかかわらず選択可）

45,000 円（自宅）・51,000 円（自宅外）

② 応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

日本学生支援機構ホームページ：

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html)

◆申請期間：家計急変事由発生日の属する月から 1 年以内

◆貸与始期：当該年度 4 月以降で申込者が希望する月

◆貸与終期：修業年限の終了月まで

◆貸与月額：20,000 円から 120,000 円までの 1 万円単位の金額の中から選択

◆家計急変事由：緊急採用に準ずる

③ 家計急変採用（給付奨学金） ※学部学生のみ

日本学生支援機構ホームページ：

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuh/en/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuh/en/index.html)

◆申請期間：家計急変事由発生日の属する月から 3 ヶ月以内

◆給付始期：随時（家計急変事由発生日から 4 ヶ月目以降）  
※進学前に家計が急変した場合は、進学後 2 ヶ月以内

◆給付終期：修業年限の終了月まで

◆家計急変事由：

A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡

B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難

C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業※の場合に限る。）

D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

① 家計急変の事由 A～C のいずれかに該当

② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、次の離職理由コードに該当する場合をいいます。

1A (11)	解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B (12)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A (21)	雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1年未満）を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B (22)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C (23)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A (31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B (32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C (33)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 か月以上）
3D (34)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 か月未満）

#### ◆給付月額：

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200 円（33,300 円）	66,700 円
第Ⅱ区分	19,500 円（22,200 円）	44,500 円
第Ⅲ区分	9,800 円（11,100 円）	22,300 円

※生活保護（扶助種別不問）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人はカッコ内の金額

### ③ JASSO 支援金（一時金）

日本学生支援機構ホームページ：

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

- ◆申請期間：災害救助法適用日の属する月から6ヶ月以内
- ◆支給額（一時金）：10万円（返還不要）
- ◆対象：自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用日本国内の住宅）に、半壊（半流出、半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は長期避難（自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続すること。）した場合。

※同一の災害につき、申請は1回とする。

※入学前・休学中・学業不振による留年及び原級留置中に発生した災害は対象外

【問い合わせ先】

東北大学 教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係

TEL：022-795-7816/E-mail：shogaku@grp.tohoku.ac.jp